

令和 8 年度（総物）第 8 号
多賀町財務規則例規整備支援業務委託 仕様書

1. 目的

この業務は、多賀町（以下「委託者」という。）の財務規則について、委託者が指定する参考団体の規則との比較調査を行い、法制執務上の観点から精査し、新財務規則案の作成についての支援を行うことを目的とする。

2. 業務内容

（1） 参考とする団体の財務規則の選定

規定の配列、規定内容等を勘案の上、受託者で候補団体案を選定し、委託者において参考とする団体の財務規則を検討・決定する。参考とする団体は人口規模がおおむね 5,000 人以上 8,000 人以下の市町村とする。

（2） 選定した参考団体の規則との比較表作成

受託者は、委託者の財務規則と上記（1）で決定した参考団体の財務規則の比較表を作成する。

（3） 比較表の検討（追加・削除の条項の指示）

委託者において、委託者の財務事務の実情を勘案し、比較表の内容について、規定の要否、規定内容を検討し、追加、削除等の指示を行う。

（4） 新財務規則（案）の作成及び内容精査・疑義照会

受託者は、上記（3）の指示に基づき新財務規則（案）を作成し、引用条項、用字用語、条文表現等について法制執務の観点から内容精査を行う。また、疑問箇所については、委託者へ疑義照会する。

（5） 引用例規の抽出

財務規則の見直しによって影響を受け、整備の対象となる例規の抽出を行う。

※ 1 過去の改正漏れに対する指摘及び任意性の強い整備事項の指摘は、本業務に含まない。

※ 2 影響調査の対象となる例規は、影響調査開始時点で委託者から受領した例規集データに登載されているもの（委託者が構成団体である組合等の他団体の例規、規約、就業規則等法令上受託者が案の作成に関与することができない例規及びマニュアル等法令としての構成をなさないものを除く。）に限る。

※ 3 検索することができないイメージデータ、様式、用語（文字列の途中に空白や改行が含まれる用語）等については、影響調査の対象外とする。

(6) 疑義照会の検討

上記(4)の疑義照会について、委託者において検討・回答・指示を行う。

(7) 新財務規則案（浄書）（全部改正案）並びに引用例規の一部改正案及び新旧対照表の作成

上記(6)の回答・指示に基づき、受託者がデータを修正し、新財務規則案（浄書）（全部改正案）並びに引用例規の一部改正案及び新旧対照表を作成する。

※1 新財務規則案（浄書）（全部改正案）並びに引用例規の一部改正案及び新旧対照表の作成回数は、各例規につき1回までとし、納品後の再作成は、行わない。

※2 新財務規則案（浄書）（全部改正案）並びに引用例規の一部改正案及び新旧対照表の字詰め、フォントサイズ、様式の掲載方法、各例規の掲載順、改正手法その他の仕様は、受託者の標準仕様による。

※3 制定が委託者の任意となる新規制定案の作成は、本業務に含まない。

3. 成果品

- (1) 新財務規則案（全部改正案）（word）
- (2) 引用例規の一部改正案及び新旧対照表（word）

4. その他

- (1) 受託者は、日本工業規格「JISQ15001 個人情報保護マネジメントシステム」に適合して個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者の認証（プライバシーマーク）を取得していること、またはこれに準ずる資格を有していること。
- (2) この仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。